

帝京大学および帝京大学短期大学 利益相反マネジメント規程

(目 的)

第1条 この規程は、帝京大学および帝京大学短期大学（以下、あわせて「本学」という）の教職員が、企業等との産学官連携活動に伴い発生する利益相反を適切に管理（以下、「利益相反マネジメント」という）し、透明性を保つことにより、本学の研究・教育および診療活動を適正かつ健全に促進するとともに、社会の理解と本学の信頼を保持することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

- (1) 産学連携活動により得る利益が、本学教職員（以下、「教職員」という）としての責務と衝突・相反している状態
- (2) 産学連携活動により連携先に職務遂行責任を負うことにより、教職員としての職務遂行責任と連携先職務遂行責任が相反している状態

2 この規程において「企業等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業またはその他の団体をいう。

3 この規程において「産学連携活動」とは、本学と企業等との間で行う共同研究、受託研究、技術移転（実施許可、権利譲渡、技術指導）、研究助成金・寄付金の受入れ、または教職員が企業等で行う兼業活動等をいう。

4 この規程において「各キャンパス」とは、板橋キャンパス、八王子キャンパス、宇都宮キャンパス、福岡キャンパスの4つのキャンパス、および先端総合研究機構をいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、教職員が産学官連携活動において、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合
- (2) 企業等から一定額以上の物品等の供与を受け、または購入する場合
- (3) 企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権および受益権等を取得する場合
- (4) その他次条に規定する利益相反管理委員会が利益相反マネジメントの対象として認めた行為を行う場合

2 前項における一定額および一定比率については別に定める。

(利益相反管理委員会)

第4条 利益相反マネジメントを適正に管理するため、各キャンパスに、各キャンパス名を冠した利益相反管理委員会（以下、「委員会」という）を置く。

2 各キャンパスの委員会は、それぞれ自己のキャンパス等に所属する教職員の利益

相反マネジメントを行う。

3 委員会に関し必要な事項は、各キャンパスにおいて、別に定める。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、各委員会にて協議し、学長を経て、理事長の承認を得るものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2018（平成30）年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2021（令和3）年4月1日から施行する。